

# 解説資料（続報）

2 0 2 4 年 1 月  
日本生命保険相互会社  
団体年金コンサルティングG



【議決事項について】

・業務概況の周知の方法の選択肢の拡大に伴う規約変更について . . . . . 2



## 【議決事項について】

## 対象

- 全基金

## 概要

- 令和5年（2023年）12月27日、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第165号）が公布され、同日施行されました。この中で、企業年金基金の運営に関するものとして、企業年金基金が行う「業務概況の周知」の実施方法について、クラウドサービスを用いた方法にて実施することも可能になるなど、選択肢の拡大が行われました。
- 以上を踏まえ、規約の変更が必要になります。  
規約の変更時期については、生命保険協会からの照会に対して、厚生労働省より以下の回答を得ております。
  - ・法改正の施行日後、遅滞なく規約変更を行う。
  - ・施行同時の規約変更を求めるものではない。

## 【企業年金基金における業務概況の周知の方法】

改正前	改正後
<p>周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法</li> <li>・書面を加入者に交付する方法</li> <li>・<u>磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</u></li> </ul> <p>・その他周知が確実に行われる方法</p>	<p>周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法</li> <li>・書面を加入者に交付する方法</li> <li>・<u>電磁的記録媒体に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法（※1）</u></li> <li>・<u>電子情報処理組織を使用する次の方法により加入者に提供する方法（※2）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>－送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</li> <li>－送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</li> </ul> </li> </ul> <p>・その他周知が確実に行われる方法</p>

※1、※2に該当する周知方法としては、通知（年発1227第1号 令和5年12月27日）の参考資料において、以下のとおり示されております。

**(※1) 電磁的記録媒体に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法**

例1：P C端末の内蔵ハードディスクに記録し、当該P C端末を実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合

例2：U S Bメモリに記録し、当該U S Bメモリを挿入したP C端末を各実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合

**(※2) 電子情報処理組織を使用する方法**

- 1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

例1：電子メールを使用して情報の授受を行う場合

例2：電子メール以外のインターネットを経由した情報伝達手段（SMSなど）を用いて、情報の授受を行う場合

- 2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

例1：送信者がウェブサイト情報を掲載し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合

例2：送信者がクラウドサーバに情報を保存し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合

\*今回の改正に伴い、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」についても、同様の改正（業務概況の周知の方法の選択肢の拡大）が行われております。  
（改正箇所：6 その他＞（3）加入者への業務概況の周知＞（加入者への周知））

<参考>

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う『確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）』の一部改正について」（年発1227第3号 令和5年12月27日）

## 基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

## 議決する内容

- 基金における業務概況の周知の方法について、選択肢を拡大することを定める旨の規約の変更を行うことについて、議決を得る必要があります。

## 行政手続き

- 届出不要。（法令の改正に伴うものにつき、行政手続きは不要）